

## 応募規約

「ジョイフル」がテーマのアートコンテストに作品に応募するにあたり、応募者は応募した時点で、次に掲げる規約の順守を承諾したものとみなします。

### 第1条【規約の適用範囲】

本規約は、株式会社ジョイフル本田（以下、ジョイフル本田といいます）と一般社団法人 障がい者自立推進機構（以下、当機構といい、ジョイフル本田と併せて主催者といいます）の共同で開催される「ジョイフル」がテーマのアートコンテスト（以下、本アートコンテスト）に応募するにあたり、応募者と当機構の間に適用されるものとします。

### 第2条【応募資格】

本アートコンテストに応募できるのは、以下に該当する方です。

(1) パラリンアートへアーティスト登録されている方または登録条件を満たしている方。

※パラリンアートへのアーティスト登録は任意です。

(2) 応募規約をご確認の上ご了承いただいた方。

※いずれも年齢及びアーティストとしての経験等、制限はございません。

※障がいのある方であれば、どなたでも応募可能です

### 第3条【知的財産権】

1. 本アートコンテストに応募した作品（本アートコンテストで受賞した作品を含み、以下、応募作品といいます）は、応募者ご自身が作成し、かつ応募者ご自身が応募作品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）その他一切の権利を所有しているオリジナルの作品であり、これまで商業利用されたことのないものでなければなりません。

2. 応募作品は、知的財産権はもとより、第三者が有するいかなる権利をも侵害するものであってはなりません。

3. 応募者は、主催者が、本アートコンテストの応募作品や応募者のコメントなどを広告宣伝目的および本アートコンテストのプロモーション目的（以下、本目的といいます）で、Web サイトや紙媒体等で利用（翻案、複製、公衆送信、展示、頒布、譲渡、広告 PR その他一切の利用を含むがこれらに限られません。以下同じとします。）することに同意し、当該利用に関し著作者人格権を行使しないものとします。また、その際は、お名前(ペンネーム可)やお住まいの都道府県名を記載する場合があります。

4. 応募者は、主催者が第三者に対し応募作品の利用について再許諾することを承諾するものとします。

5. 応募者は、本目的における、応募作品を利用する場合の利用にかかる費用、権利の不行使にかかる費用および第三者に対する再許諾にかかる費用は無償とすることに同意するものとします。

6. 応募作品が受賞した場合、応募者は、主催者に対し本アートコンテストで受賞した作品（以下、受賞作品）の利用を独占的に許諾するものとし、主催者から事前に承諾を得ることなく、主催者以外の第三者に対し、著作物を利用することを許諾してはならず、また譲渡してはならないものとします。また、応募者に当該受賞作品について利用許諾の問い合わせがあった場合、速やかに当機構に報告を行い、応募者と主催者による協議のもと対応を行うものとします。

7. 応募者は、主催者に対し、受賞作品に関する著作権者人格権を行使しないものとします。

8. 応募者は、主催者または主催者から再許諾を得た者が、応募作品を商品化または応募作品を使用してビジネスを行う場合、別途定める利用目的ならびに内容、利用期間の範囲内で主催者の排他的な利用を許諾するものとします。

9. 応募者は、主催者または主催者から再許諾を得た者が、受賞作品の利用期間終了後においても、受賞作品の利用期間中にウェブサイト上や SNS 上に掲載または投稿した受賞作品のデータおよび発行物を掲載または投稿したままにしておくことに同意するものとします。

10. 応募者は、主催者または主催者から再許諾を得た者が、受賞作品の利用期間終了後においても、主催者または主催者から再許諾を得た者の会社案内、事業報告、活動報告、会社年史等の記録物に限り受賞作品を使用することができることに同意するものとします。

#### 第4条【守秘義務】

応募者は、本アートコンテストに参加するにあたり、主催者から開示を受け、または知りえた情報、資料などに対して、第三者に開示または漏えいを禁止する旨の指示があった場合は、それに従わなければなりません。ただし、次に該当する事項に関しては、その限りではありません。

- ・既に公知であるもの、もしくは公知になったもの
- ・主催者から情報を得る前に、既に自らが情報を知得していたもので、その事実を立証できるもの
- ・正当な権限を有する第三者から守秘義務を課されることなく入手したもの

#### 第5条【デザイン変更】

当機構は、自らまたはジョイフル本田のために、必要に応じ応募者に、本アートコンテストで受賞した応募作品のデザイン変更を求めることができるものとします。

## 第6条【免責事項】

1. 当機構は、主催者が不適当と判断した応募作品について、応募者の承諾を受けることなく応募の無効および受賞の取り消しができるものとします。また、当該無効および取り消しにより応募者が被った損害について、主催者は一切の責任を負わないものとします。

※不適当とは、第三者の知的財産権、その他の権利を侵害する恐れのあるもの、公序良俗に反するもの、個人を特定できる情報、その他不適切であると主催者が判断するものをいいます。

2. 応募者から送信された情報の漏えい等に関して、主催者に帰責事由のない場合に生じた応募者の損害について、主催者は一切その責任を負いません。

3. 当機構は、応募者により投稿・掲載された情報の内容について、いかなる保証も行いません。

4. 応募作品が、第三者の知的財産権を侵害するものとして警告、請求、または訴訟の提起を受けたときは、それを応募した応募者自らが解決するものとし、主催者は、それに関する一切の責任を負わないものとします。万一、主催者が損害を被った場合には、応募者が当該損害を賠償するものとします。

5. 本規約に基づき主催者が行った行為および本アートコンテストの応募に関連して応募者に損害が生じた場合、主催者に過失がない限り責任を負わないものとし、責任を負う場合でも、主催者に故意または重過失がない限り、その責任は応募者に直接かつ通常生じる範囲内の損害に限られます。

## 第7条【承諾事項】

1. 応募作品の提出データ等は返却いたしません。(電磁的データ含む)

2. 応募者は応募作品が本アートコンテストで受賞した場合、提出した応募作品の原画(電磁的データ含む)を主催者へ譲渡するものとし、主催者はこれを返却いたしません。

3. 応募者は、受賞作品、受賞作品の画像およびデータを主催者の事前の承諾なく使用することは一切できません。

4. 応募者の本アートコンテストへの参加が、第三者に対する債務不履行等に該当し、損害を与えた場合、応募者の費用と責任をもって解決し、主催者に損害を与えないものとします。

5. 応募者間または応募者と第三者の間におけるトラブルに関しては、主催者では責任を負いません。

6. 当機構は、やむを得ない事情が発生したと判断した場合等は、本アートコンテストを中止したり、内容変更したり、延期することができるものとします。

7. 応募者は、主催者に対して事前に承諾を得ることなく、本アートコンテストの景品や受賞実績、ジョイフル本田の名称を商業利用（転売や営利目的の宣伝を含みますがこれらに限られません）してはならないものとします。

#### 第8条【注意事項】

1. 本アートコンテストの内容および賞品は予告なく変更される場合があります。
2. 応募方法や選考方法、受賞についてのお問い合わせは受け付けておりません。
3. 応募者は、本アートコンテストの応募にあたり、本規約、本アートコンテストについてのウェブ画面およびチラシ等に記載の応募条件ならびに主催者の運営方法に従うものとし、その運営方法について一切異議を申し立てないものとします。
4. 応募者は、主催者から取得した賞品を交換、換金、当該応募者本人以外へ権利譲渡してはならないものとします。
5. インターネット通信料・接続料は応募者の負担となります。
6. 通信の際の接続トラブルにつきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

#### 第9条【個人情報の扱い】

1. 応募者の個人情報については、受賞の通知、本アートコンテストの適切な運営を行うため、広告宣伝目的および本アートコンテストのプロモーション目的に使用するものとします。当機構は無断でそれ以外の目的に使用したり、第三者に開示・提供したりすることはありません。

2. 当機構およびジョイフル本田は、応募者から頂いた個人情報を、それぞれ下記の個人情報保護方針に従い、取り扱うものとします。

URL：(当機構) <https://paralymart.or.jp/privacypolicy/>

(株式会社ジョイフル本田) <https://www.joyfulhonda.co.jp/ja/privacy.html>

#### 第10条【準拠法等】

本規約の準拠法は日本法とし、本規約および本アートコンテストに関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 11 条【その他】

上記以外の各事項に関して疑義等が生じた場合は、関連当事者との協議に基づき、最終的には主催者の判断により決定するものとします。